

学 則

1 研修の目的
 高齢者福祉の多様化するニーズに対応した適切な福祉サービスを提供するために、必要な知識・技術を有する介護職員初任者研修者の養成を図ることを目的とする。

2 研修の名称
 北海道剣淵高等学校介護職員初任者研修会

3 研修の要旨

	事業者の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員（人）	受講料（円）	受講対象者
(1)	剣淵町	昼間	1 年	1 2 カ月	2 4	0	生活福祉系列
(2)	剣淵町	昼間	1 年 6 カ月	1 8 カ月	4 0	0	福祉系科目 選択者

4 受講手続

(1) 募集時期 入学時から後期開始時

(2) 受講料納入方法 なし

(3) 受講料返還方法 なし

5 カリキュラム 別紙 1

6 主要テキスト 介護職員初任者研修テキスト
 （（株）QOL サービス）

7 修了認定

(1) 出欠の確認方法 各科目開始前に出欠確認を行い、出席簿に記入する。

(2) 成績の評定方法 本校の単位認定において評定 1 以上であること。

(3) 修了の認定方法 研修科目すべてに出席、筆記試験にて 6 割以上を有していること。

(4) 修了証明書 修了が認定された者は、別紙 2 の修了証明書を交付する。

8 補講の取扱い 研修科目を欠席した者は、担当者の実施する補講（講義はレポート提出）を受講することで、出席したものとして扱う。

9 退学規定 受講者が退学しようとするときは、実施者へ退学届を提出すること。

10 講師 添付 3 号様式（講師一覧）

11 実習施設 なし

12 その他

- 注1 事業者が学校等の場合で、法令上定めている学則があっても、介護職員初任者研修に関する学則を別途定めるものとする。
- 2 事業者は、学則そのものを提出する（本様式は、例示である。）。要綱10(1)に掲げる項目については、その内容が含まれるならば、別の名称であっても、項目を統合、追加しても構わない。なお、項目によっては、必要に応じて、別紙として添付すること。
- 3 項目ごとの内容は、以下の点に留意する。
- (1) 「研修の形態」は、講義の実施方法（昼間、夜間及び通信の別）を記載すること。
 - (2) 「修業年限」は、要綱4(3)の期間内であること。
 - (3) 「研修期間」は、研修（講義、演習、実習）の開始から修了までの標準期間を、年、月又は日を単位として記載すること。例 1年、3か月、90日
 - (4) 「受講料」は、講習料、教材料、実習料等受講者が共通して負担しなければならない費用の総額であって、1人分を記載すること。
 - (5) 「カリキュラム」は、別紙1に定める科目（項目）を含み、科目（項目）名、研修時間数等を記載すること。
 - (6) 「出欠の確認」は、講義・演習、実習において出欠を確認する方法、出席簿等について、記載すること。
 - (7) 「成績の評定方法」及び「修了の認定方法」は、要綱12を満たすものであること。修了するには、すべての科目（項目）を受講しなければならないこと。
 - (8) 「補講の取扱い」は、例えば、補講の対象者、受講費用、上限時間数等を記載すること。
 - (9) 「退学規定」は、退学の手続方法（受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に退学を命じる場合の方法等）を記載すること。
 - (10) 「講師」は、講師名、担当科目（項目）、資格等を事業所ごとに記載すること。
 - (11) 「実習施設」は、施設名、住所、設置者等を事業所ごとに記載すること。
 - (12) 「講師」、「実習施設」は、別紙として、それぞれ添付3号様式、添付5号様式を利用して構わない。